

救援センター（小中学校）の鍵解錠に関する覚書締結について

1 日時

令和5年8月25日（金）

2 締結式場

豊島区役所 区長応接室

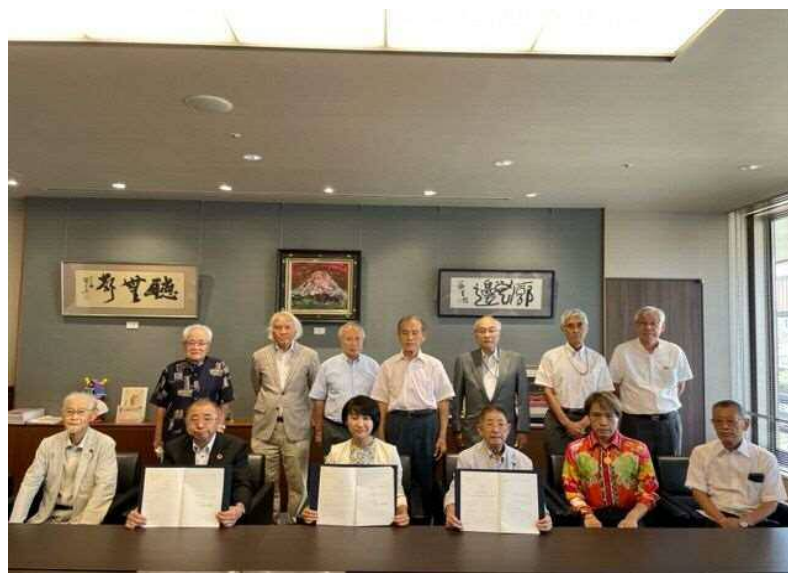
3 覚書署名者

高際豊島区長、金子教育長、片桐町会連合会会長

4 列席者

岡谷危機管理監、尾崎区民部参事、有村防災危機管理課長、町会連合会副委員長11名

5 締結式の様子



救援センター（小中学校）の鍵解錠に関する覚書

豊 島 区
豊島区町会連合会
豊島区教育委員会

救援センター（小中学校）の鍵解錠に関する覚書

豊島区（以下「甲」という。）、豊島区町会連合会（以下「乙」という。）、及び豊島区教育委員会（以下「丙」という。）は、甲が避難所として指定する丙の管理する小中学校（以下「救援センター」という。）の門扉及び建物の鍵の解錠に関する事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、町会による救援センターの解錠について必要な事項を定め、区と町会による救援センター解錠の多重化を図ることで、災害時における救援センターの避難運営の初動活動を円滑に行うとともに、避難を必要とする地域住民に対する安全を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 解錠町会 震災等により救援センターを開設することとなった場合に、当該救援センターの鍵を解錠することができる町会をいう。
- (2) 担当救援センター 豊島区地域防災計画資料編Ⅱ（震災対策編）、第2部（災害応急対策計画）、2-31（救援センター／区立小学校等一覧）の表により、各町会が割り当てられた救援センターをいう。
- (3) 番号カード 救援センターを解錠するための鍵を保管しているキーボックスの暗証番号を記載したカードをいう。

（解錠町会の指定等）

第3条 甲は、乙に所属する各町会に対し、担当救援センターの鍵の解錠について協力を要請する。

2 甲は、前項の要請に承諾した町会を解錠町会に指定する。

3 甲は、別表（解錠町会名簿）を作成し、解錠町会の状況について把握するものとする。

（番号カードの貸与等）

第4条 解錠町会は番号カードの貸与にあたり、当該カードの保管場所及び管理責任者を指定するとともに、甲に、別記第1号様式（救援センターキーボックス番号カード保管場所等届出書）を届け出る。

2 甲は、前項の届出に基づき、解錠町会に担当救援センターの番号カードを貸与する。

（解錠町会による解錠）

第5条 解錠町会は、次の各号のいずれかの場合に限り、番号カードを使用して鍵を解錠するものとする。

- (1) 豊島区内で震度5強以上の地震が発生した場合。

- (2) 水害等が予想され、豊島区災害対策本部からの要請があった場合。
- (3) その他、甲からの要請があった場合。

(番号カードの管理等)

第6条 番号カードの管理等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 解錠町会は、第4条に基づく届出により指定した保管場所及び管理責任者により、貸与された番号カードを適正に保管及び管理をしなければならない。
- (2) 解錠町会は、貸与された番号カードを複製してはならない。
- (3) 解錠町会は、番号カードの管理の状況その他鍵に関する事情について、甲又は丙から報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 解錠町会は、保管する番号カードに汚損・破損があった場合は速やかに甲に報告するものとする。
- (5) 甲は、解錠町会による番号カードの管理状況について、定期的に確認を実施する。
- (6) 甲は、第4号の報告があった場合もしくは前号の確認の結果番号カードの汚損・破損を確認した場合は、速やかに新しい番号カードを作成し取り替えるものとする。

(解錠町会の協力業務)

第7条 解錠町会は、第5条各号に該当する場合に救援センターの解錠を行うほか、次の各号の業務を、身の安全を確保しながら行うものとする。

なお、この場合において、甲又は丙から指示がある場合には、解錠町会はこれに従わなければならない。

- (1) 救援センター施設の安全点検
- (2) 避難者に対する救援センター内の誘導
- (3) 甲及び丙との連絡調整

(担当救援センターとの連携)

第8条 解錠町会は、この覚書に基づく救援センター運営業務の円滑な実施のため、定期的に実施する訓練に参加するなど、担当救援センターの施設職員及び甲が担当救援センター業務に指定する職員との連携に努めるものとする。

(解錠町会の辞退)

第9条 解錠町会は、解錠町会の指定を辞退しようとするときは、甲に別記第2号様式(解錠町会指定解除届出書)を提出するとともに、番号カードを返還する。

- 2 甲は前項の様式及び番号カードを受領した場合、速やかに解錠町会の指定を解除する。
- 3 解錠町会は、甲に番号カードを返還するまでは、解錠町会として番号カードの管理その他本覚書に基づく業務を行わなければならない。

(鍵番号の変更等)

第10条 丙は次の各号のいずれかに該当する場合、担当救援センターの鍵番号の変更を行う。

- (1) 災害等に伴い救援センターが開設された場合
- (2) その他、丙が必要と認めた場合

2 丙は、前項に基づき鍵番号を変更しようとするときは、あらかじめ甲に連絡しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。なお、この場合、丙は鍵番号の変更後すみやかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、鍵番号の連絡を受けた際は、ただちに新しい鍵番号を示した番号カードを作成し、解錠町会の保管する番号カードと取り替える。

(損害賠償)

第11条 解錠町会は、この覚書に基づく業務に関し、解錠町会の故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えた場合には、これを賠償するものとする。

2 前項の場合に、甲又は丙が第三者から請求を受け、もしくは甲又は丙と第三者との間で紛争があった場合には、解錠町会は、甲又は丙との間で誠意をもって協議を行うとともに、解錠町会の費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、甲又は丙が第三者に対し損害を賠償したとき又は費用負担をしたときは、解錠町会は甲又は丙に対して当該損害又は費用相当額を支払わなければならない。

3 第1項の場合を除き、この覚書に基づく業務に関し、解錠町会が第三者に損害を与えた場合、甲がその賠償の責を負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 解錠町会及び丙は、この覚書による業務において知り得た個人情報その他の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。また、この覚書の効力が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、解錠町会及び丙は、この覚書による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについては、豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)を遵守しなければならない。

(番号カードの返還)

第13条 解錠町会が番号カードを適切に管理しない等この覚書に定める義務を怠っていると判断される場合、甲は当該解錠町会に鍵の返還を求めることができる。

(その他)

第14条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙丙が協議して定めるものとする。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

豊島区長 殿

町会名：

代表者名：

電話番号： — —

救援センターキーボックス番号カード保管場所等届出書

標記について、救援センターキーボックス番号カードの保管場所及び管理責任者を下記のとおり指定しましたので届け出ます。

記

キーボックス番号カード 旧保管場所	〒 豊島区 丁目 番 号 ()内 ※公園名・児童遊園名・その他目標物がわかるよう記入してください。
管理責任者名	
キーボックス番号カード 新保管場所	〒 豊島区 丁目 番 号 ()内 ※公園名・児童遊園名・その他目標物がわかるよう記入してください。
管理責任者名	

(注) 区が本届出書を受領後、各町会に対しキーボックス番号カードを交付します。

別記第2号様式（第9条関係）

年 月 日

豊島区長 殿

町会名：

代表者名：

電話番号： — —

解錠町会指定解除届出書

標記について、解錠町会の指定を解除したいので下記のとおり届け出ます。

記

キーボックス番号カード 保管場所	〒 豊島区 丁目 番 号 () 内
管理責任者名	
指定解除の理由	

----- 【区記入欄】 -----

チェック	<input type="checkbox"/> 番号カード受領
担当者名	

この覚書の締結を証するため、正本3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各一通を保管する。

令和5年8月25日

甲 豊島区
豊島区長

高際 叶中き

乙 豊島区町会連合会
会 長

片桐 昌英

丙 豊島区教育委員会
教 育 長

金子 智雄